



平成26年(2014年)

7/5

第1348号

# 市報 **こだいら**



ぶるべー



携帯電話用



スマートフォン用

## 国民健康保険 特集号

発行：小平市 編集：小平市健康福祉部保険年金課 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.lg.jp](mailto:info@city.kodaira.lg.jp) ◇小平市携帯電話用ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m>

**計算方式が  
変わります**

平成  
26年度

# 国民健康保険税

## 国民健康保険税(医療保険分)の資産割額と平等割額を 所得割額と均等割額に3年間で移行していきます

小平市の国民健康保険税(国保税)の医療保険分は、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の4つの項目を合算する「四方式」で課税しています。市では、国民健康保険(国保)の加入者の就業のしかたや年齢・世帯構成の変化を受けて、以前から国保税の税率などの改定の際には、所得割額と均等割額の2つの項目で計算する「二方式」を目指して、資産割額と平等割額を徐々に引き下げてきました。

このたび、二方式を完成させるため、平成26年度から平成28年度までの3年間で、医療保険分の資産割額と平等割額の税率などを、廃止に向けて段階的に引き下げ、その一方で、引き下げた課税額に相当する分について、所得割額と均等割額の税率などを、段階的に引き上げていきます。市全体の課税総額は変えずにわかりやすい仕組みにするための改定で、加入者の皆さんへの急激な変化を抑えるために3年間かけて行うものです。ご理解をお願いします。

### 都内の多くの 団体が採用

23区すべて、多摩地域は26市のうち13市、4町村すべてが二方式です。

計算方式の変更と今後の影響

#### 国保税の内訳

平成26年度

	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
医療保険分	4.65%	6.40%	18,500円	3,600円
後期高齢者支援金分	1.67%		9,800円	
介護保険分	1.20%		14,900円	

※平成26年度に、課税限度額、後期高齢者支援金分・介護保険分の税率改正などはありません。

#### 医療保険分の推移

	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
平成27年度	4.78%	3.20%	19,500円	1,800円
平成28年度	4.90%	廃止	20,500円	廃止

#### どのように変わるのか…モデル世帯での試算

(医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計税額)

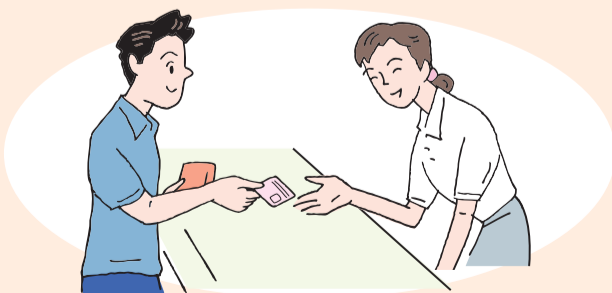
	1人世帯 35歳 営業所得200万円 固定資産税額なし	2人世帯 夫67歳(世帯主)、妻62歳 夫の年金所得150万円 (年金収入換算270万円) 固定資産税額6万円
これまで	136,100円	153,100円
平成26年度	137,300円 (1,200円)	152,800円 (△300円)
平成27年度	138,700円 (1,400円)	152,600円 (△200円)
平成28年度	139,900円 (1,200円)	152,300円 (△300円)

※カッコ内は前年度比増減額。

## 低所得世帯への減額制度が拡大

世帯主と加入者の総所得金額などが一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を減額する制度です。平成26年度から、5割減額、2割減額の基準が下表のとおり拡大されました。

	これまで	平成26年度から
7割減額	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割減額	33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者等の人数 以下	33万円+24万5千円×被保険者等の人数 以下
2割減額	33万円+35万円×被保険者等の人数 以下	33万円+45万円×被保険者等の人数 以下



今回の改正による軽減基準額の変更例(賦課期日時点の世帯主と被保険者等で判定)

	5割軽減の基準額		2割軽減の基準額	
	これまで	平成26年度から	これまで	平成26年度から
1人世帯	適用なし	57万5千円	68万円	78万円
2人世帯	57万5千円	82万円	103万円	123万円
3人世帯	82万円	106万5千円	138万円	168万円

平成26年度の国民健康保険税納税通知書は、7月11日(金)に発送します